

○佐久市電子入札試行要綱

平成28年2月17日告示第20号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事及び建設コンサルタント等の業務（以下「建設工事等」という。）に係る競争入札において、電子入札を試行的に実施することに関し、佐久市財務規則（平成17年佐久市規則第39号）及び佐久市建設工事事務処理規程（平成17年佐久市訓令第54号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システム 建設工事等の入札に関する事務を執行するための情報処理システムをいう。
- (2) 電子入札 電子入札システムによる入札をいう。
- (3) 紙入札 書面で行う入札をいう。
- (4) ICカード 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードをいう。

(対象工事等)

第3条 電子入札は、企画部契約課（以下「契約課」という。）が執行する建設工事等に係る競争入札のうち、予算執行者が指定するものをその対象とする。

(入札の公告等)

第4条 予算執行者は、電子入札を実施しようとするときは、一般競争入札の公告又は指名競争入札の通知（以下「公告等」という。）において、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 電子入札を実施する旨
 - (2) 電子入札の条件に反した入札書を無効とする旨
 - (3) 前2号に定めるもののほか、必要と認める事項
- 2 前項の公告等は、電子入札システムにより行うものとする。

(利用者登録)

第5条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、ICカードを使用して、電子入札システムにより利用者登録をしなければならない。

(予定価格等の登録)

第6条 予算執行者は、電子入札を実施するときは、開札時に当該入札の予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

2 予算執行者は、最低制限価格又は失格基準価格を定めたときは、開札時に当該価格を電子入札システムに登録するものとする。

(入札書等の提出)

第7条 入札参加者は、入札価格及びくじ番号を登録した入札書並びに工事費内訳書（以下「入札書等」という。）を公告等で指定した日時（以下「入札書等受付締切日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

2 前項の規定による入札書等の提出は、入札価格その他所定の情報が電子入札システムに記録されたときに提出されたものとみなす。

3 入札参加者は、第1項の規定により提出した入札書等を変更し、又は撤回することはできない。

(紙入札)

第8条 前条の規定にかかわらず、やむを得ず紙入札により入札に参加しようとする者は、入札書等受付締切日の前々日（その日が佐久市の休日を定める条例（平成17年佐久市条例第2号）第1条に規定する市の休日に当たるときは、その直前の休日でない日とする。）午後5時までに、契約課へ紙入札参加申請書（様式第1号）を提出し、紙入札参加許可証（様式第2号）の交付を受けなければならない。この場合において、以降の手続は紙により行うものとし、既に市が電子入札システムにより送受信した書類は有効とする。

2 前項の規定による紙入札参加申請書提出後の電子入札への変更は認めないものとする。

3 紙入札参加許可証の交付を受けた者（以下「紙入札者」という。）は、佐久市郵便入札試行要綱（平成27年告示第109号）第4条及び第5条の規定により入札書等を提出しなければならない。

(入札の辞退)

第9条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、入札書等受付締切日時までに電子入札システムにより辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札者は、紙による入札辞退届を提出することができるものとする。

(開札)

第10条 開札は、公告等に示す日時及び場所で行う。

2 紙入札者があるときは、当該紙入札者の入札書記載金額及び電子くじ番号を電子入札システムに登録したうえで当該入札の開札を行うものとする。ただし、紙入札者から提出のあった入札書に電子くじ番号の記載のない場合又は判別ができない場合は、予算執行者が任意の電子くじ番号を登録できるものとする。

(入札の無効)

第11条 入札参加者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その者の入札を無効とする。

- (1) 入札に際し不正な行為があったとき。
- (2) 電子証明書を不正に使用したとき。
- (3) 開札時までに入札参加資格を失ったとき。
- (4) 同一入札者が電子入札及び紙入札の両方を行ったとき。

(落札者等の決定)

第12条 予算執行者は、開札の結果、落札者又は落札候補者を決定したときは、電子入札システムにより当該入札参加者へ通知するものとする。ただし、紙入札者があるときは、契約課に設ける閲覧所においてその結果を閲覧に供することにより通知に代えるものとする。

2 落札者又は落札候補者となるべき同じ価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムのくじ機能により落札者又は落札候補者を決定するものとする。

(落札者又は落札候補者決定の保留)

第13条 予算執行者は、一般競争入札における入札参加資格の審査その他の理由により必要がある場合は、落札者又は落札候補者の決定を保留するものとする。

(災害時の対応)

第14条 予算執行者は、電子入札システムの障害、停電又は通信事業者に起因する通信障害その他やむを得ない事情により電子入札の執行が困難と判断したときは、受付締切日時及び開札予定日時の変更、延長又は紙入札への変更若しくは入開札の取りやめ等必要な措置を講ずるものとし、必要事項を入札参加者に電子メール等で通知するとともに、ホームページに当該事項を掲載するものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、電子入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。